

2026年3月16日

お客さま各位

七十七証券株式会社

【NISAご利用のお客さまへ】 NISA総投資簿価残高のお知らせの開始について

平素は当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2024年以降のNISA制度においては、投資家一人あたり1,800万円の非課税保有
限度額が設けられています。この限度額は、投資家が各金融機関に開設した全てのNISA口
座における購入残高の合計（以下「NISA総投資簿価残高」）となります。

2026年より、当社では下記のとおり、NISA口座を保有するお客さまへNISA総投
資簿価残高のお知らせを開始いたしますのでお知らせします。

記

1. 対象となるお客さま

前年末時点で2024年以降にNISA口座で購入した残高があり、かつ当年のNISA
枠が当社にあるお客さま

2. 電子書類の名称

特定累積投資勘定基準額等通知書

3. 交付方法

七十七証券オンラインサービスの電子交付サービスをご契約されている場合は電子交付で
お知らせします。ご契約されていない場合は郵送でお知らせします。

※初回交付は、2026年3月下旬を予定しております。

以 上